

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 6 月 5 日

地方独立行政法人宮城県立こども病院

理事長 林 富

1 競争に付する事項

(1) 調達案件

宮城県立こども病院 拓桃館・院内移転業務

(※詳細は別紙「宮城県立こども病院 拓桃館・院内移転業務委託仕様書」の通り。)

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 28 年 3 月 15 日まで

(3) 履行場所

宮城県仙台市青葉区落合四丁目 3 番 17 号

宮城県立こども病院 既存棟・新病院棟 (拓桃館)

(4) 入札方法

落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額 (税抜き金額) を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 附則第 2 条による廃止前の和議法 (対象 11 年法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) である

こと。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下、「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (7) 県内に事業所を有しその事業所において、過去3年以内に、病床数100床規模以上の病院の移転業務を、元請として実際に受託した経験を有する者であること。また、その受託実績を、受託実績報告書により証明できること。

- (8) プライバシーマーク制度に基づくプライバシーマーク付与事業者であること。

3 書類の交付方法

(1) 交付期間

平成 27 年 6 月 5 日（金）から平成 27 年 6 月 11 日（木）まで

(2) 交付方法

宮城県立こども病院ホームページ (<http://www.miyagi-children.or.jp/>) 内よりダウンロードすること。その他資料の内、関係図面及び詳細工程表については郵送配布するので、書類の交付期間中に、問い合わせ先まで電話連絡すること。

(3) 交付資料

- ①仕様書
- ②入札書
- ③入札説明書
- ④受託実績報告書
- ⑤質問書
- ⑥その他資料

4 質疑書の提出と回答方法

仕様書等について質問がある場合は、別添質疑書を info@miyagi-children.or.jp へ電子メールにより書面で提出すること。質問書の受付は、平成 27 年 6 月 10 日（水）17 時までとし、回答は提出者に電子メールにより送付する。なお、回答により、別紙仕様書に追加または修正が生じた場合は、速やかにホームページ内に通知する。

5 入札日時等

(1) 入札日時

平成 27 年 6 月 12 日（金）13 時 30 分

(2) 入札場所

宮城県仙台市青葉区落合四丁目 3 番 17 号

宮城県立こども病院 2 階会議室

6 問い合わせ先

〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合四丁目 3 番 17 号

宮城県立こども病院 事務部総務課 長山 有紀（ながやま ゆうき）

電話 022-391-5111 電子メール info@miyagi-children.or.jp

※電話での問い合わせは、入札日時までの午前 9 時から午後 5 時まで（土日を除く）

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (3) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び入札書において必要とされる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
 - ア 入札書を提出した入札者であって、当院で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とする。その者と交渉が決着しなかった場合は、次順位者との契約交渉を実施する。
 - イ 最低価格が同額の入札が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 詳細は、別紙入札説明書による。